

陳 情 回 答 綴

(陳情第 42 号～第 59 号)

令和 4 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	4 2 号	行政にかかる諸問題について.....	1
陳情第	4 3 号	行政にかかる諸問題について.....	2 1
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題について.....	2 7
陳情第	4 5 号	皇室の行幸について.....	4 7
陳情第	4 6 号	障害者施策等の充実について.....	4 9
陳情第	4 7 号	里親制度について.....	6 1
陳情第	4 8 号	児童自立支援施設について.....	6 5
陳情第	4 9 号	歯科検診について.....	6 7
陳情第	5 0 号	公共交通について.....	6 9
陳情第	5 1 号	公共交通について.....	7 1
陳情第	5 2 号	堺環濠都市北部地区について.....	7 3
陳情第	5 3 号	公立幼稚園について.....	7 5
陳情第	5 4 号	学校図書館について.....	7 7
陳情第	5 5 号	図書館行政について.....	7 9
陳情第	5 6 号	支援学校について.....	8 1
陳情第	5 7 号	放課後施策等について.....	8 3
陳情第	5 8 号	放課後施策について.....	8 5
陳情第	5 9 号	放課後施策について.....	8 7

番 号	陳情第42号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日
(審査結果) 第5項 「広報さかい」に掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載するなど、内容の充実を図ってまいりました。 「議会のうごき」は、議会の活動を市民の皆様に広くお伝えするための重要な手段と位置づけております。今後とも、議会情報をより一層分かりやすく掲載するよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。	

番 号	陳情第42号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第6項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課） 本市は、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致には関わっていません。			
第7項（広報戦略部広報課） 「広報さかい」は、情報量が多く読みにくかった従来の紙面を見直し、令和3年10月号から「安心と発見を届ける市民の頼りになる広報紙」をコンセプトに、写真・イラスト・図表を積極的に活用し、より分かりやすく、見たい記事が探しやすい広報紙になるようリニューアルを行いました。 一方で紙面には限りがあるため、記載できない詳細は二次元コードの付記によりホームページを案内しておりますが、高齢者向けの記事については、文字での情報量を多くして二次元コードの使用を少なくする等、読者層を意識した記事作成にも努めています。 また、イベントなどの催しの情報は、日時・場所・対象・内容などを簡潔に掲載し、申込みが必要な場合や有料のイベントの場合はその旨を記載しており、インターネット環境をお持ちでない方がより詳細の情報を確認したい際には、すぐにお問合せいただけるように担当所管課の連絡先も記載しています。 今後も、全戸配布の特性を生かし、市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報などを幅広くお届けし、市民の期待に応える広報活動に努めます。			
第8項（広報戦略部市政情報課） 個人情報を取り扱う委託業務の事業者は多種多様にわたりますが、いずれの業務についても発注者である各所管課の責任において業務の手順や注意点を書面等で指示し、仕様書や手順書どおりに実行されているかの確認を行っています。また、必要に応じて実地調査を行い、個人情報に施錠可能な保管庫で管理されているか、管理方法が適正であるか等について指導・監督に努めています。			

番 号	陳情第42号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第9項（財政部財政課）（文化観光局観光部観光企画課）（建築都市局都心未来創造部ベイエリア推進担当・堺駅エリア整備担当） 令和4年度当初予算編成では、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備、医療・検査・相談体制の確保、自宅療養者への支援、保健所の体制強化など、新型コロナウイルス感染症対策に最優先で取り組みました。 また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により一層顕著となった、低所得の子育て世帯の経済的困窮、高齢者の社会的孤立や健康への影響といった課題へ対応しつつ、本市の持続的な成長を実現するため、「子どもの貧困」「貧困の連鎖」の解消、「健康長寿の実現」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」、「カーボンニュートラルの実現」を重点項目として、予算編成を行いました。 ベイエリアの活性化については、将来に向けて、本市の有する都市資源を活かし、都市魅力を高めていくことが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。これにより、都市魅力を向上し、都市ブランドが形成され、その波及効果が堺市全体の活性化にもつながると考えています。 大仙公園の気球は、周辺環境への調和も重要な要素と考えており、工事は必要最小限の施工とし、また運行時の景観への影響についても、専門家への意見聴取等も踏まえ設置を進めています。当事業は、百舌鳥古墳群の雄大さを市民の皆さんや来訪者の方に上空から眺望していただき、その歴史的な価値や魅力を広く伝達する取組であり、本市におけるSDGs達成に寄与するものであると考えています。			
第10項（財政部財政課） 国に対する「令和4年度新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、地域経済の活性化など、新型コロナウイルス感染症への対策として必要な財政支援を継続することを要望しています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（選挙管理委員会事務局） 郵便投票の対象者を現行の「要介護 5」から「要介護 4」及び「要介護 3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望を行っています。引き続き本年度においても法改正要望を行っていく予定となっております。 第 1 2 項（選挙管理委員会事務局） 選挙公報は、公職選挙法第 1 7 0 条において、国政選挙での配布期間を選挙期日の 2 日前までに各世帯に配布するものと定められていますが、期日前投票の投票割合が増加していることもあり、近年、より迅速な配布が求められているものです。 選挙公報については、本市への納品後、配布洩れを防ぎながらできるだけ速やかな配布に努めているところでありますが、今後においても、より迅速かつ確実な配布に努めて参ります。 なお、選挙公報については、ホームページへの掲載や市政情報コーナーでの配架、期日前投票所での閲覧等の補完措置を講じていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 第 1 3 項（選挙管理委員会事務局） 投票所については、1 投票区あたりの選挙人数の状況や、投票区の地形および交通の利便性等の地域の特性を考慮するとともに、地域住民のご意見・ご要望を勘案しながら、区選挙管理委員会にて設定しているものです。 今後とも、地域の皆様のご意見を伺いながら、だれもが投票しやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。			

番 号	陳情第42号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第14項（危機管理室防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正を受けて改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、計画作成の優先度が高いと判断される方について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされており、本市では福祉専門職をはじめとした関係者と連携し、避難行動要支援者の避難場所への避難方法等を避難支援者とともに検討しており、現在、個別避難計画への反映を進めているところです。

なお、おおむね5年程度とは改正法施行後からおおむね5年程度のため、令和5年度ではなく、令和7年度となります。また、個別避難計画は避難行動要支援者ご自身の避難計画であり、公表されるものではありません。

番 号	陳情第42号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第15項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課） 各区役所では、日常生活での問題などについて、市民相談窓口をはじめとした各種相談窓口を設けています。相談種目については、広報さかいや堺市ホームページにてご案内させていただいていますので、ご利用ください。 今後も、市民ニーズを踏まえながら、さらに信頼される区役所をめざし、効果的・効率的な取組を進めます。 各区役所市政情報コーナーでは、市民や事業者の皆さまへ広く閲覧等に応ずるため、本市等が発行した刊行物、パンフレットなどの配架や閲覧、有償刊行物の販売、資料のコピーサービス（有償）を行っています。 有償刊行物やコピー機の管理など、セキュリティの関係から区役所閉庁日に開設していませんが、市営住宅等の募集案内など、お問い合わせの多い一部の配架物については、平日の夜間及び区役所閉庁日においても、警備員等を通じてお渡しするなど、可能な範囲で対応させていただいております。 また、各区役所市政情報コーナーのコピー機については、市民の皆さまにできるだけ安価でご利用いただくこと及び運用経費削減を考慮し、長期のリース契約により、モノクロコピー機を設置しております。 今後も、市民ニーズを踏まえ、効果的・効率的な運営を行います。 第16項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課） 公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずご利用いただけます。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。 校区地域会館や自治会館は、地域活動の拠点となる施設として校区自治連合会や自治会が建設しているため、市の管轄とする予定はございません。また、利用料金につきましては、維持経費等の観点から各校区自治連合会等で設定されていると伺っています。 第17項（男女共同参画推進部男女共同参画センター） 利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解を願います。			

番 号	陳情第42号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第18項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課） 本市では、経済的理由等により生理用品を入手できないなどの「生理の貧困」の問題に対応するため、昨年度に引き続き今年度も「困難を抱える女性への支援事業」を実施しています。 本事業では、生理用品の配布をきっかけに、困難を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、男女共同参画推進課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内カードを同封した生理用品の配布を行っています。生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な困難だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。 今後も、困難を抱える女性を相談や支援につなげるために有効な配布方法や配布場所等について検討します。			
第19項（人権部人権企画調整課） 本市では、LGBTQなどの性的少数者の人権問題について、理解促進に向けた啓発事業等を実施しています。また、本市が実施しています「堺市パートナーシップ宣誓制度」は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度です。この制度の広がりから、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現をめざしており、市ホームページやSNSでの発信、啓発イベント等で制度の周知を行っています。			
第20項（人権部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでいます。 「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。			
第21項（人権部人権推進課） 日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。 本市としましては、今後とも「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。			

番 号	陳情第42号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第22項（人権部人権推進課） 本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。 今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを、次世代に伝えていくことで、平和社会の実現を図ります。			

番 号	陳情第42号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第23項（保健所感染症対策課）

新型コロナウイルス感染症の第7波への対策として、現在（令和4年8月19日時点）、大阪府が主体となり、大阪府民の方を対象として感染不安のある無症状の方への無料の検査事業を実施しております。

また、若年輕症者に対し抗原定性検査キットの無償配布をおこなっており、堺市内の協力薬局にて配布を受けることができ、陽性の場合にはオンラインでの診療や処方、確定診断を受けることができる体制が整備されています。

なお、若年者で妊婦や重症化リスクを有する方や若年者以外の方が発熱等の症状を呈する場合には医療機関を受診いただき、医師が必要と認めた場合には検査を実施いただいております。

必要な検査体制の確保について、今後も継続的に取り組んでまいります。

第24項（障害福祉部障害福祉サービス課・保健所感染症対策課）

本市では、障害者施設等において入居者が陽性になった場合、事業者が施設内で必要なサービス提供体制を維持し、適切な療養体制を確保するため、支援金を支給しています。

第6波では、比較的軽症の方や無症状の方は、入院せず施設内で継続的に介護を受けながら療養しており、発症時期が異なる感染者が複数判明した施設では、施設での対応期間が長期化することがありました。

そのような状況を踏まえ、障害者施設では、令和4年度から、支給額、支給要件を施設内療養者1人当たり、1日につき3万円とし、今後も事業所が施設内で適切な療養体制を確保できるよう、引き続き本市独自の支援を行っていきます。

また、保健所体制については、感染状況に応じて弾力的に調整を図るべきものと考えており、感染の急拡大時においても確実に対応できるよう、様々な強化策を図っていきます。

第25項（長寿社会部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。

番 号	陳情第42号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第26項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課） 加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、「聴こえ」への対応が課題となっています。 本市では、独自の取組として、令和3年度に老人福祉センター及び地域包括支援センターに加齢性難聴の方の「聴こえ」をサポートするスピーカーを設置しました。今後も、加齢性難聴に対する社会の理解の促進に取り組み、あわせて、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進や、高齢者を支援するケアマネジャーなど専門職の気づきを促し、医療受診や適切なケアにつながるよう啓発していきます。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。			

番 号	陳情第42号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第27項（子育て支援部幼保推進課） 保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっています。また、保育士の処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう継続して要望しているところです。 今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。			
第28項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課） 児童虐待など支援を必要とする子どもと家庭を見守るネットワークである要保護児童対策地域協議会の関係機関をはじめ、支援者等に対してヤングケアラーに関する理解や必要な支援についての研修を実施しています。 また、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援機関に繋げていくため、アセスメントシートを作成し、庁内の関係部局や庁外の関係機関への周知を行っています。 さらに、学校において、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見した場合は、各校で状況を確認し、関係機関と連携して必要な支援に繋げるようにしています。 今後も、関係機関同士が緊密な連携を取りながら適切な支援が実施できるよう努めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第29項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課） 令和3年度の本市のDV相談者数は速報値で約1,425人で、令和2年度と比較するとほぼ同水準で推移しています（令和2年度特別定額給付金に関する相談を除く）。 本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けています。それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行っています。 これらの相談窓口は、コロナ禍においても相談体制を弱めることなく継続して対応しており、相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を用いて情報発信を行っています。 女性相談員を設置している各区の子育て支援課には、学校園をはじめ関係機関と連携している家庭相談員も配置しており、必要に応じて連携を行い、児童虐待と密接な関係があるDV事案についても把握しています。 また、緊急対応が必要な場合は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護を行っています。 今後も、一人でも多くのDV被害者の支援や相談等につながるように相談窓口の周知啓発に努めます。			
第30項（子育て支援部幼保推進課） 第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、所得制限なしで実施することは困難な状況です。 なお、令和3年度からは代替施策として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しており、令和4年度についても継続して実施しています。			

番 号	陳情第42号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第31項（産業戦略部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。

今年度新たに「さかい女性の就職応援プロジェクト」として、出産や子育てなど様々な理由で、働きたいが求職に至っていない、いわゆる潜在求職者の掘り起こしや、女性が働きやすい企業を増やすために企業の意識改革に取り組みます。あわせて、大阪労働局や堺商工会議所等の関係機関と連携を図り、女性求職者と企業のマッチングを支援し、非正規雇用から正規雇用への転換も含め、働きたいと考えている女性と人手不足に悩む企業の雇用のミスマッチを解消することにより、女性の就業率の向上をめざします。

また、さかいJOBステーションの女性しごとプラザにおいて、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでおり、公益財団法人堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）においても、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象に、就労相談や就労支援・職業能力開発講座などの支援を行っています。

さらに、本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた就業支援に取り組んでいます。主な取組としては、各区子育て支援課に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する支援を実施しています。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や職業紹介、ハローワークと連携した就職支援、就業に有利な資格を取得するための講習会等を実施しています。

また、令和3年度からは、保護者への生活設計セミナーと子どもへの家庭教師の派遣をセットにしたひとり親家庭親と子のチャレンジ支援事業や、自立に向けて行動しているひとり親家庭へ食糧品等をお渡しするひとり親家庭応援フードパントリー事業「エス・パン！」を実施しています。

本年度からは、多忙なシングルマザー等が気軽に利用できるよう、SNS等を活用した就職支援の実施も予定しています。

今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

番 号	陳情第42号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第32項（交通部公共交通担当） 人口減少に伴う通学利用の減少や運転手不足の恒常化、また新型コロナウイルスの影響により、路線バスに係る経営環境はさらに厳しい状況となっています。 このような中、本市では、鉄道、路線バス、路面電車に加えて、これらの公共交通を利用しにくい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しています。 また、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入補助による利便性向上、おでかけ応援制度の実施による利用促進に取り組んでいます。 市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進を図り、維持確保に努めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第33項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課・自転車企画推進課）			
【自転車通行環境の整備について】			
本市では、自転車通行環境の整備にあたり、国土交通省と警察庁が作成した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、整備を進めております。			
車道に自転車通行空間を整備（区画線・青色矢羽根・矢印記号等の設置）することにより、自動車のドライバーにも、自転車が通行する空間である認識に繋がり、不要な駐停車を抑制する効果に繋がるものと考えております。			
今後とも、自転車・歩行者等の安全性・快適性を確保するために、自転車通行環境の整備を進めます。			
【シェアサイクルについて】			
本市では、令和2年3月からOpenStreet株式会社と協定を結び、シェアサイクルサービス「HELLO CYCLING」を活用した堺市シェアサイクル実証実験を共同事業として運用しています。			
当該実証実験では、移動手段としての1つの役割であることなどの効果を検証できたため、令和4年度に本格運用へ移行します。			
今後も、ポートの新設・増設、新たなエリアへの拡充、公共交通機関と同程度の料金体系の維持、利用方法のさらなる周知などを行い、シェアサイクルの利用環境の充実に努めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第34項（経営企画室）

人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性をいかすことが重要であると考えています。民間企業に委託した業務であっても、委託業者による業務履行について本市が責任をもって適正に管理しています。

なお、本市の水道管の地震対策は、現在、指定避難所への給水ルートの耐震化を優先して進めており、令和7年度の完成をめざしています。完成すれば、地震等の災害時には全ての指定避難所で一早く給水を確保することができるようになります。また、それ以外の管路についても目標とする耐用年数を定め計画的な更新と耐震化を進めており、令和3年度末時点の水道管の耐震化率は30.3%となっています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、耐震化等の必要な事業を着実に進めることで安全安心な水を安定的に供給していきます。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 5 項（学校管理部学校施設課） 学校トイレについては、小中学校トイレの環境改善事業として、洋便器の設置率の向上を含めた学校のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでいます。令和 3 年度末の洋便器の設置率は約 3 7 % であり、今後、6 0 % を超える設置率となるよう学校トイレの環境整備を進めます。			
第 3 6 項（学校管理部学校施設課）（危機管理室防災課）（選挙管理委員会事務局） 体育館のエアコン整備については、国の動向、他市の状況などを注視し、災害時の避難所や選挙時の投票所または開票所になることも念頭に置きながら研究を進め、良好な学校施設の環境改善に取り組みます。			
第 3 7 項、第 3 8 項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において 1 年生から 3 年生で 3 5 人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校 4 年生から 6 年生において 3 8 人以下の学級編制を行っています。 少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 なお、教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。			
第 3 9 項（学校管理部学校施設課・学校管理課） 学校施設の老朽化対策としては、学校建物の劣化状況や耐力度等について調査するため、平成 2 5 年度より老朽化基礎調査を実施し、また令和 2 年 3 月に策定した「堺市学校施設整備計画」に基づき、校舎の長寿命化や外壁改修、トイレ改修等を行っています。 なお、小・中学校等の各学校園の点検については、建築基準法等に基づく建築物等の定期点検を業務委託事業者の有資格者により実施しています。			

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第40項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図ります。

今後も学校と協議を行い、共用教室の利用方法や今後の利用児童数に応じた共用教室の確保に努め、また、運動場や体育館等も含め、活動場所の使い方を工夫する等、各運営事業者と情報共有を行いながら、児童が安心安全にのびのびルームを利用できる環境の提供と感染リスクの低減に努めます。

第41項（教育センター学校ICT化推進室）

令和4年度のGIGAスクールに関する教員研修については、様々な角度から教員の実践力の向上に向けた研修に取り組んでいます。

まず、推進リーダーの育成に向け、コミュニティサイトを開設しています。各校における課題の共有やその解決に向けた情報を伝え合うなどして活用しています。

また、各校の教育ICT化担当教員が区ごとに集まり、情報活用能力指標のチェックリストの活用や推進校の実践を共有するとともに、各中学校区に分かれて情報交換を行っています。

授業活用研修については、管理職に対して改めてGIGAスクール構想の意義を確認すべく集合研修を実施しました。秋にも第2回として開催する予定です。

その上で、各種アプリケーションなどの基本操作や応用的な活用についての実技研修を、この夏季休業中に複数回にわたり実施しました。

このように体系的に研修を進めることで、ICT活用を横展開し、各学校において苦手意識を持っている教員の活用促進につなげていきます。

GIGAスクール構想で整備した児童生徒用パソコンについては、国に対し、端末を含め機器、環境の整備や更新に必要な財政措置を講じるよう要望を行っています。

第42項（学校教育部危機管理担当・教育センター学校ICT化推進室）（危機管理室危機管理課）

本年5月に発生した犯行を予告したメールの対応を行って以降速やかに、市民の生命を脅かす内容のメール等を受信した際に、休日や夜間に関わらずいつでも即時にメールの内容を確認し、対応できる体制を整えています。

また、各学校への連絡体制については、教育委員会事務局から各学校代表や管理職のメールアドレスに一斉メールを送信する仕組みを導入しています。今回の5月の事案においても、この仕組みを活用いたしました。

対応マニュアルについては、教育委員会事務局内の危機事象発生時のフロー図や学校園の危機管理マニュアルの改訂を進めています。

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第43項（学校管理部学校給食課） 学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは非常に困難であると考えています。 なお、令和4年度2学期の学校給食費無償化は、令和4年4月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことをふまえ、生活者支援として物価高騰等に直面する保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施するものです。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（保健所感染症対策課） 子どもの予防接種については、平成 2 4 年 5 月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の 6 ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされるとともに、ロタウイルスワクチンについては、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。 この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘及びB型肝炎の 5 ワクチンが予防接種法に基づく定期接種の対象となり、ロタウイルスについても、令和 2 年 1 0 月より定期接種の対象となるなど、任意接種ワクチンの定期接種化が進められています。 現時点において、本市では、おたふくかぜワクチンに対する公費での助成は考えていませんが、今後も国の厚生科学審議会などの動向や他市の状況を注視していきます。			

番 号	陳情第43号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（子育て支援部幼保推進課）

本市においては、就学前児童数は減少しているものの、一方で、保育施設の申込比率は年々増加傾向にあります。そのため、当面の間は、申込者数の動向を注視し、地域ごとの保育ニーズを見極めていく必要があると考えています。

なお、国の公定価格（施設への給付費）における利用定員区分については、定員数が少ない方が単価が高くなっており、市では、恒常的に利用者数の減少が見込まれる施設については、定員変更についての事前相談を受け付けるなど、運営事業者が適正規模の中で財源確保できるように努めているところです。

第4項（子育て支援部幼保推進課）

令和3年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があり、民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかったものです。また、令和4年度においても、引き続き厳しい財政状況であったことから、同水準の予算計上となったものです。

一方で、コロナ禍での業務負担増に対しては、国庫補助事業を活用した衛生用品の購入など感染症予防対策に要する費用を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を昨年度に引き続き実施しているほか、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助なども実施しています。

保育士宿舍借り上げ支援事業補助金については、国庫補助を活用して事業を実施しているものであり、補助基準額が全国一律であったものが、地域の実勢に合わせた市町村単位での金額設定に見直しがあったものです。

また、一時預かり事業の補助金額については、国の補助単価よりも低い補助金額であったことから、一定以上の受け入れ実績がある施設は国補助単価まで補助額を引き上げるとともに、効果的な事業実施の観点から、少人数の受入れ施設については補助金額を削減し、受け入れ実績に応じた補助体系に見直したものであり、予算総額としては拡充となっております。

今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。

番 号	陳情第43号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第5項（子育て支援部幼保推進課）

第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、対象者全員に実施することは困難な状況であり、暫定的な対応として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しています。

国は、幼児教育・保育の無償化にあたり、副食費（食材料費）については、在宅で子育てする場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加することがないように、年収360万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。

今後の財政状況を踏まえつつ、支援の在り方について検討してまいります。

第6項（子ども青少年育成部子ども育成課）

病児保育事業につきましては、昨年「利用をお断りした人数については把握しておりませんが、感染症流行期の利用の集中や施設型での感染症等疾病ごとの隔離の必要から利用をお断りせざるを得ない状況があったことは認識しております。」と回答させていただいています。

上記のような理由をふまえて、定員内であっても受け入れできない状況に対応するため、病児をそれぞれのご自宅で保育する訪問型病児保育事業を実施しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

第7項（子育て支援部幼保推進課）

認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の構築を行っています。看護師の雇用への支援に係る補助については、国の公定価格には保育士雇用費相当額が含まれており、看護師雇用費との差額を支援するため、上乘せの補助として月額5万円、年間60万円とさせていただいています。

今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。

第8項（子育て支援部幼保推進課）

保育認定にあたっては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応しており、引き続き就労状況等の変化を踏まえ、可能な限り実態にあった対応が行えるよう努めてまいります。

番 号	陳情第43号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第9項（子育て支援部幼保推進課）

保育施設の利用調整にあたっては、国が示す基本的な考え方に準じ、公平性の観点から利用者ごとに保護者の勤務時間数などの保育の必要度について点数化を行い、保育年齢ごとにその点数が高い方から順に調整を行うこととしています。

きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、施設の空き状況の関係で、同一施設を利用できないこともあります。その際は、近隣で同一施設の利用可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同一施設の利用が困難な場合については、保護者の状況や希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行っています。

なお、保護者の負担軽減や満足度の向上については、重要なポイントであると認識していますが、優先・加点制度の見直しについては、他の利用希望者への影響も勘案しながら慎重に検討していく必要があると考えています。

第10項、第11項（子育て支援部幼保推進課）

保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。また、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助を行っています。

処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう継続して要望しているところです。

なお、堺市独自の運営補助については、保育現場の実情や事業者の方のご意見も伺いつつ、限られた財源の中で優先度を踏まえながら、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課）			
放課後児童対策等事業の利用料金については、受益者負担の観点から保護者に対し一部負担金を設定しています。 なお、負担金については、第二子以降の子どもについての減額・免除は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。			
第13項（総務部学務課）			
本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。また、経済的な理由により修学が困難な高等学校1年生等を対象に、給付型の堺市奨学金制度を実施しています。 国及び大阪府では、高等学校等の授業料が実質無償となる就学支援金制度等を実施しています。令和2年4月からは、大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専修学校に進学する方を対象に、給付型奨学金の対象を拡充し、あわせて進学先の授業料・入学金が減額・免除される、国の修学支援制度も始まりました。 なお、就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準を設け給付内容を定めています。今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。			

番 号	陳情第 4 4 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日
(審査結果) 第1項 議事機関である議会における議会事務局の役割について、本市議会が、二代表制の一翼を担う存在として、本市のさらなる飛躍・発展のために議論を重ね、市民の負託に応えられるよう、議会事務局は、本市議会が主に次のような機能を十分に発揮されるための活動をサポートしております。 (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。また、そのための本会議・委員会の議事運営に関すること。 (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。 (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。 (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。 今後も、本市議会は、議会の政策立案能力等を向上させるために、その活動をサポートする議会事務局の機能強化に努め、市民から負託された期待に応えるため、議会の権能をさらに高めてまいり所存であります。 第2項 本市議会では、本市の新型コロナウイルス感染症対策強化及び行財政改革推進に協力するため、令和3年度及び4年度の2年度にわたり、政務活動費を議員1人あたり月30万円から5%削減することを決定しました。 今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	

番 号	陳情第 4 4 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9 月 2 8 日
(審査結果) 第 3 項 毎年、広報さかい 7 月号において、前年度の政務活動費の収支報告書、事業実施報告書、会計帳簿、領収書等支払証拠書類などの書類の写しを市政情報センターやホームページでご覧いただけることをお知らせしています。また、公開している書類の写しは、提出期限（5 月 1 0 日）から起算して、6 0 日を経過する日（7 月 8 日）から当該提出期限日から起算して 3 年を経過する日までの間、市政情報センターやホームページにおいて、どなたでもご覧いただけます。 今後も必要に応じて、議会力向上会議で協議をするなど、政務活動費の適正な運用に努めてまいります。	

番 号	陳情第44号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（市政集中改革室）（総務局人事部人事課・労務課）（財政局財政部資金課）

令和3年10月に公表した「堺市財政危機脱却プラン（案）」では、支出の見直しと収入の確保を両輪とする抜本的な改革を推進することで、目標としている令和12年度までの収支均衡を実現するとしています。

支出の見直しにおいては、今後の人口減少や人口構造の変化を見据え公共施設の総量管理に取り組むほか、すべての事業について、社会情勢に照らし必要性や公益性が低下していないか、目的達成に最善の手法であるか、持続可能性を確保できるか、経費に見合う効果をあげているかなどの観点から見直しを行います。

収入の確保においては、規制緩和により民間開発を誘導し、市外から人や企業を呼び込むことで、税収の拡大に取り組みます。

今後、人口減少、高齢化などにより、さらに厳しい都市経営が予想される中であっても、本市が将来にわたり成長し続けるために改革を着実に推進し、安定的な財政基盤を構築することで、持続可能な都市経営を実現します。

なお、市債については、発行時の金利情勢により金利負担は変動するものの、急激な金利変動の影響を回避するため、固定金利で借入を行っています。

地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。

また、本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行っていくため、適正な要員管理の取組を進めてきました。

今後についても、事務事業や組織体制の見直し、ICT等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、行政需要の変化に柔軟に対応できる体制を整えながら、時間外勤務手当の縮減にも努めます。

番 号	陳情第44号	所管局	泉北ニューデザイン推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第5項（泉北ニューデザイン推進室事業推進担当） 泉ヶ丘駅前の再編整備にあたり、近畿大学医学部・大学病院の開設を見据え、歩行者通行環境の整備に向けた歩道橋の架替え工事や円滑な自動車交通に向けた交差点改良などを進めています。今後とも、駅前の道路等の再編整備にあたっては、交通結節点としての機能向上や利便性向上に繋がり、利用者が円滑に利用できるように進めます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（危機管理室危機管理課・防災課） 本市では、夜間や休日について、初動体制の確保を目的として、危機管理当直の体制をとっています。また大雨や台風による気象注警報が発表された場合のほか、震度 6 以上の地震が発生した場合などには、危機管理室をはじめ職員が直ちに参集し対応にあたる体制をとっています。			

番 号	陳情第44号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第7項（人権部人権企画調整課・男女共同参画推進部男女共同参画推進課） 本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の理念にのっとり、すべての人が互いに人権を尊重し、ありのままを認め合い、自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けて、LGBTQなどの性的少数者の方に対して「堺市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。 また、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第3条第1項第6号において、男女平等社会の形成は、「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。」を基本理念の一つとして推進されなければならないと規定しています。 今後も、差別のないすべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。			
第8項（市民生活部消費生活センター） 消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に差があることから、消費者の利益を守るため「消費者契約法」が制定されており、「うそを告げられた」「不安をあおられた」などの不当な勧誘により締結させられた契約は、同法に基づき取り消すことができます。 本市では、消費者である市民の利益を守るため、同法の趣旨に反する契約によるトラブルの相談に応じ、助言や事業者とのあっせんなど、被害の回復に向けた支援をしています。 また、被害を未然に防ぐため、広報紙やガイドブックによる情報提供や出前講座などによる消費者教育・啓発にも取り組んでいます。			

番 号	陳情第44号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第9項（長寿社会部長寿支援課・介護保険課・介護事業者課・障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課・健康部健康医療政策課・保健所保健医療課）

国では、障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対して、これまでも報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などにより、改善が図られていますが、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、適切な報酬単価の設定及び介護人材の確保・育成・定着を促進するための取組をより一層推進するよう要望しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る高齢者施設等に対する支援については、事業者が必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時には発生しない、いわゆる「かかりまし経費」への補助、クラスターが発生した施設内の消毒作業に係る経費の補助、陽性者を施設内で療養した事業所への支援金の支給等、事業継続のための支援を行います。

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指し、特に高齢者は、暑さに対する体の調整機能も低下しているため注意が必要です。

本市では、市ホームページや広報さかい、啓発用ポスター等により、高齢者・障がい者をはじめ広く市民の皆様に対し、熱中症の予防対策や熱中症になった時の対応等について情報提供を行っています。

今後も関係部局が連携し、より一層効果的な周知啓発に取り組んでいきます。

医療の推進については、総合的に、大阪府、医療関係者などと連携し、市民の皆様が安心して必要な医療を受診でき、安心安全な療養ができる体制を整えてまいります。

また、介護サービスの推進について、高齢化に伴う医療・介護サービスへの多様なニーズへ対応するため、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）では、「介護サービス等の充実・強化」を重点施策の1つとし、利用者が安心してサービスを利用できるように、サービス基盤、人的基盤の整備やサービスの質の向上、介護保険施設の整備を進めています。

番 号	陳情第44号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第10項（生活福祉部地域共生推進課） 本市では、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を行っています。 生活困窮者の総合相談窓口として、自立相談支援機関である堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、相談支援や、住居確保給付金の申請受付、就労支援、家計改善支援を実施し、困窮状態から脱するための包括的・継続的な支援を行っています。 第11項（長寿社会部長寿支援課・介護事業者課・障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）（建築都市局交通部公共交通担当） 新型コロナウイルス感染症対策にかかる高齢者・障害者施設等に対する支援については、事業者が必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時には発生しない、いわゆる「かかりまし経費」への補助、クラスターが発生した施設内の消毒作業に係る経費の補助、陽性者を施設内で療養した事業所への支援金の支給等、事業継続のための支援を行います。 おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢以下の障害者は対象としておりません。 また、本市では、新型コロナウイルス感染症による利用者減少の影響が長期化していることに加え、原油価格の高騰により厳しい経営状況にある路面公共交通事業者（南海バス株式会社、近鉄バス株式会社、阪堺電気軌道株式会社）に対して、燃料費等の高騰による負担増に対する支援を今年度実施する予定です。 市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。 高齢者の健康の維持・増進に向けて、「あるく（身体活動）」・「しゃべる（社会参加）」・「たべる（食生活・口腔機能）」の活動・機能がうまく循環するよう、地域における運動教室・脳トレ教室の開催や市ホームページなどでの普及啓発、介護予防プログラムの推進など、様々な取組を実施しています。 今後も、庁内関係部局や関係機関との連携の下、ICT等の様々なツールも活用しながら、健康長寿の実現をめざし、高齢者の健康増進に取り組んでいきます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 2 項（保健所感染症対策課）

新型コロナウイルス感染症の第 7 波への対策として、現在（令和 4 年 8 月 1 9 日時点）、大阪府が主体となり、若年輕症者に対し抗原定性検査キットの無償配布をおこなっており、堺市内の協力薬局にて配布を受けることができ、陽性の場合にはオンラインでの診療や処方、確定診断を受けることができる体制が整備されています。

なお、若年者で妊婦や重症化リスクを有する方や若年者以外の方が発熱等の症状を呈する場合には医療機関を受診いただき、医師が必要と認めた場合には検査を実施いただいております。

また、大阪府民の方を対象として感染不安のある無症状の方への無料の検査事業を実施しております。

第 1 3 項（障害福祉部障害支援課）

本市では、発達障害の早期発見・早期支援を推進するため、4・5 歳児発達相談及びさかいっこひろばにおける発達相談を実施するとともに、発達支援コーディネーターが関係機関と連携し、発達障害児とその家族を支援しています。また、障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）において、障害や発達の相談ができる事業を実施しています。

第 1 4 項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）

本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。

量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に市独自で国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行い、事業者負担の軽減を図っています。

また、その選定に当たっては、重度障害者を受け入れる事業者を優先することで地域における重度障害者の暮らしの場の確保に努めています。

機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう事業所が生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。

今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。

地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案し日常生活圏域を定めることとされており、本市においては、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、おおむね 2 中学校区を組み合わせる 2 1 か所の日常生活圏域を設定しており、各圏域に地域包括支援センターを 1 か所設置しています。

番 号	陳情第44号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第15項（子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課） 子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちの支えにつきましては「堺市子ども・子育て総合プラン」に基づき、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援施策の推進に取り組んでおります。 今後も、育児の不安や負担の軽減に向け、それぞれの家庭にふさわしい支援へと繋げられるよう、各区役所をはじめ、地域においても、子育て親子の集いや交流を支援し、子育て相談や子育て関連情報の提供できる環境づくりに取り組んでいきます。			

番 号	陳情第44号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第16項（観光部観光企画課） 本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返される中、ご自宅等で堺の魅力に触れていただけるよう堺市博物館やさかい利晶の杜等におけるオンラインミュージアムをはじめ、SNSを活用した魅力発信等、国内外に向けた情報発信の取組を進めてきました。 市民の皆さまには、堺の魅力に改めて触れていただく取組として、市民限定の特典付観光キャンペーン「堺魅力再発見キャンペーン」を実施しました。 また、市外からの観光客が存分に楽しんでいただけるよう、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を伝えるガイダンス機能等を備えた百舌鳥古墳群ビジターセンターの整備や、和菓子等のテーマをもつデジタルイラストマップを作成するなど、観光需要回復後の受入環境の充実を図っています。 今後も、旅行事業者が新たに企画・販売する堺を目的地としたツアー料金の一部を助成する「堺旅キャンペーン」の実施を予定するなど、引き続き、感染拡大防止策を徹底しながら、社会経済活動の再開の動きと連動し、観光誘客による地域経済の活性化に向けた取組を進めます。			

番 号	陳情第44号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第17項（環境事業部環境事業管理課） 本市では、令和3年3月に策定した「堺市一般廃棄物処理基本計画」において、計画目標として清掃工場搬入量の削減（2019年度実績25.3万トン⇒2025年度目標24.1万トン、2030年度目標22.0万トン以下）や1人1日あたり家庭系ごみ排出量の削減（2019年度実績643g⇒2025年度目標628g、2030年度目標580g以下）等を掲げ、家庭系・事業系ごみの減量化・資源化を推進しています。 なお、早期にごみ減量化を図るため、令和4年7月からは「堺・ごみ減量4R大作戦」を実施し、2023年度末までに「1人1日あたり家庭系ごみ排出量620g以下」「清掃工場搬入量24.1万トン以下」を達成することをめざし、市民及び事業者の行動変容に向けた取組を推進しています。			
第18項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課） 本市では、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、ZEB・ZEHの普及が重要であると考えています。ZEHの普及については、市民向けのZEH補助金を継続実施しており、ZEBの普及については、公共施設のZEB化等を検討しています。			

番 号	陳情第44号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第19項（産業戦略部産業企画課）（産業戦略部地域産業課）			
市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。 小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえつつ、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援するため、大きな方向性や具体的な実施計画である「堺市基本計画2025」や「堺産業戦略」などを策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に実施しています。 中小企業者をはじめとする地域の企業の実態把握については、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めています。 また本市では、市内中小事業者の金融関連支援として大阪信用保証協会を保証機関とする大阪府制度融資や堺市産業振興センターを保証機関とする融資を設けるなど、多様な金融支援を行っております。 長期にわたるコロナ禍において、売上の減少など厳しい経営環境にある市内中小事業者には、大阪府の低利な制度融資である「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」の申し込みに必要な認定書の発行を迅速に行っており、今後も市内中小事業者に寄り添った金融支援に努めてまいります。			

番 号	陳情第44号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第20項（産業戦略部雇用推進課） 同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消をめざすものであり、同一労働同一賃金の新ルールによる待遇格差の解消にかかるパートタイム・有期雇用労働法は、大企業が令和2年4月1日から、中小企業については令和3年4月1日から施行されています。本市としましても、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について、周知・啓発を図ってまいります。 女性の雇用に関しましては、さかいJOBステーションの女性しごとプラザや、ジョブシップさかいにおいて、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。 なお、賃金につきましては、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証しています。令和3年10月1日から大阪府最低賃金は992円となっており、それ以前の964円から28円引き上げられています。また、令和4年10月1日からはさらに31円引き上げられ、1,023円に改正される予定です。本市では、広報さかいや市ホームページ等にて、最低賃金制度や金額改定についての周知をおこなっています。			

番 号	陳情第44号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第21項（産業戦略部地域産業課）（財政局税務部税制課） 消費税のインボイス制度は、国税庁が新設する制度ではありますが、本市への問い合わせ等も想定し、本市のホームページ（下記URL）にも国税庁のホームページへのリンクを掲載しています。 https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/sonotakanren/shouhizeikeigen.html なお、多くの事業者にとって関連の深い制度であることから、市内事業者に対する周知については、制度の概要や事業者に求められる対応、問合せ先等の情報を本市のホームページ（下記URL）でお知らせしております。 https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/other/invoice.html また、堺商工会議所が7月に実施した事業者向けのインボイス制度・解説セミナーの案内を広報さかいに掲載するなど、産業支援機関等とも連携し市内事業者に対する制度の周知・啓発に努めています。			
第22項（産業戦略部イノベーション投資促進室） 本市では、「堺市イノベーション投資促進条例」により、市内の工業適地における工場・研究所の立地や都市拠点におけるオフィスの立地に対して、固定資産税等を軽減する制度を実施しています。南区においては、近畿大学医学部・近畿大学病院の開設が予定されている泉ヶ丘地域を対象として、次世代ヘルスケア関連企業の立地誘導に取り組んでおり、賃貸オフィス開設の場合は賃料補助制度も実施しています。 これらの企業立地促進事業を実施し堺市内へ企業投資を誘導することで、市内中小企業をはじめとした地域経済の活性化を図り、堺市内における雇用の拡大につなげていきます。			

番 号	陳情第44号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第23項（都心未来創造部ベイエリア推進担当）

「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン（案）」の方向性のもと、令和3年度には、堺旧港における交流空間の創出に向けた社会実験と併せて、大阪港湾局により、堺旧港と大阪市内を結ぶ舟運の事業化に向けた社会実験を実施しました。舟運の事業化に向け、まずは社会実験等を通じて、民間事業者のニーズや機運等を高めていく必要があると考えています。

今後も、引き続き、大阪府・市と連携しながら、ベイエリアの魅力向上、海上交通の実現に向けた取組を進めます。

第24項（都市計画部都市計画課）（市長公室政策企画部）

昨年7月に改定した「堺市都市計画マスタープラン」では、『すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する』を都市計画のコンセプトの一つとしています。本プランに基づき、引き続き拠点を中心とした都市機能の集積と交通ネットワークの構築を推進する取組を進めます。

また、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において、2030年度にめざすゴール（KGI）に「将来推計人口を上回る人口」を掲げ5つの重点戦略を推進するほか、住みたい、住み続けたいと感じる「居住環境ゾーン」を位置付け、10年後の姿である「空間像」とその実現のために計画期間中に取り組む主な施策を「エリア戦略」として示し、都市計画とも関連させながら、各エリアの都市機能や基盤の強化・充実に取り組んでいます。今後とも、子育て世代などの若年世代に重点を置いて呼び込み、定住促進を図ります。

第25項（交通部公共交通担当）

公共交通には、広域的な移動を支える鉄道や、鉄道駅との接続を基本に地域内の基幹的な交通となる路線バスなどがあり、目的地までの路線を乗り継いでご利用いただくことを前提としており、こうした公共交通のネットワークの維持・確保を図る必要があると認識しています。

本市では、鉄道、路線バス、阪堺電車に加えて、これらの公共交通を利用しにくい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しています。

市としては、引き続き交通事業者と連携し、公共交通の利便性向上を図り、維持確保に努めます。

なお、本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。

番 号	陳情第44号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第26項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当） SMIプロジェクトは、単に堺東駅と堺駅をつなぐ交通施策ではなく、交通という切り口から、環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって、都心部の魅力を大きく向上させる取組です。 都市の賑わい創出の取組と併せて、都心部における公共交通の利便性向上や次世代モビリティ等の活用、様々な情報やサービスを連携させ包括的に提供する“City as a Service”（CaaS）の導入等により、回遊性や滞在環境に優れた魅力的でバリアフリーな都市空間の形成などを図り、多くの居住者や来訪者を惹き付ける都市の実現をめざします。			
第27項（住宅部住宅まちづくり課） 大阪府に対して、府営住宅の建替えに際しては十分な住民説明を行うよう、機会をとらえ、お伝えします。 大阪府を含む大規模な公共住宅団地の建替事業又は建設事業等の実施に際しては、協議調整を行っており、引き続き、安全・安心で良好な住環境の整備を進めます。			

番 号	陳情第44号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第28項（1）（サイクルシティ推進部自転車環境整備課） 本市では、自転車通行環境の整備にあたり、国土交通省と警察庁が作成した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、整備を進めております。 車道に自転車通行空間を整備（区画線・青色矢羽根・矢印記号等の設置）することにより、自動車のドライバーにも、自転車が通行する空間である認識に繋がり、不要な駐停車を抑制する効果に繋がるものと考えております。 今後とも、自転車・歩行者等の安全性・快適性を確保するために、自転車通行環境の整備を進めます。 第28項（2）（土木部土木監理課） 歩道の段差については、道路構造令や道路の移動等円滑化に関するガイドライン、また堺市車両乗入れ工事承認基準などの各種基準に基づいて構造を設定しています。 歩行者や自転車利用者などが安全に通行できるよう、引き続き各種基準に基づき整備を行っていきます。			

番 号	陳情第44号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第29項（学校教育部生徒指導課）

いじめによって生命等に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、いじめ防止対策推進法第28条に基づき第三者委員会等が主体となって調査を行います。調査の目的は、いじめの事実関係の解明及び同種の事態の発生の防止にあります。したがって、調査結果については、被害児童生徒並びにその保護者等の関係者に丁寧に説明することが肝要であり、さらに、被害児童生徒並びに保護者の意向を確認した上で、調査結果を公表することが、同種事案の再発防止の観点から重要だと考えております。今後も法律に基づいた適切な調査及び再発防止に向けた公表に取り組めます。

第30項（学校教育部生徒指導課）

当该校において、調査書を作成するにあたり、成績データを誤った内容で作成したことや作成した調査書を、正しい資料と照合し、複数人で確認、点検すべきところを怠っていたことによって誤記載に気付くことができませんでした。

本件事案の原因究明と再発防止策、組織運営等について、外部有識者による調査書誤記載検証委員会の検証結果もふまえ、庁内の調査書誤記載対策チームで検討し、調査書作成事務の体制やマニュアル等の検証、見直しを行い、再発防止の徹底に努めます。

第31項（教職員人事部教職員企画課）

教育職員の業務量の適正な管理に関する文部科学大臣指針をふまえ、令和2年3月に本市教育職員の勤務時間の上限を教育委員会規則に規定しています。また、教育職員の長時間勤務の改善や子どもたちと向き合える環境の整備を行うため、堺市教職員働き方改革プランを推進しています。

学校園では様々な任用形態で教職員が勤務しています。それぞれの教職員の任用形態に応じた職務内容と処遇のあり方を検討します。

第32項（総務部教育政策課）

教育委員会では、第3期未来をつくる堺教育プランを定め、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、ICTを積極的に活用しながら誰一人取り残すことなく育む教育施策を推進しています。また、中学校区を一体的にマネジメントする学校群単位での改革に取り組めます。

第33項（学校教育部教育課程課）

児童生徒の豊かな心を育むうえで、読書活動の推進は重要と認識しており、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境整備に努めます。

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	市長公室
件 名	皇室の行幸について		
第1項（政策企画部） 2025年大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに「持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献」と「日本の国家戦略Society 5.0の実現」をめざして開催され、大阪・関西の更なる飛躍の契機となるものです。 開催地の隣接市である本市においても、本年5月に本市と経済団体等で構成するプロジェクトチームを設置し、堺の持つ優れたポテンシャルを生かして万博開催効果を確実に取り込むための取組について検討を進めています。			

番 号	陳情第46号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第1項（選挙管理委員会事務局）			
代理投票の制度は、本人投票及び秘密投票の原則の例外としての性質をもつため、その手続きは法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものです。			
代理投票の方法としては、公職選挙法第48条に定められており、代理投票の申請を受けた投票管理者が投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務従事者のうちから投票を補助すべき2人を定め、そのうち1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、他の1人がこれに立ち会うことで行われます。そのため同伴者の代理投票は認められておりませんので、ご理解いただきますようお願いします。			

番 号	陳情第 4 6 号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 項（危機管理室防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課） （１）本市の福祉避難所は、市内に震度 6 弱以上の地震や風水害による大規模河川氾濫などの市災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合に、要配慮者のうち指定避難所等での避難生活が困難などといった特別な配慮を要する方を滞在させることを想定した二次的な避難所として高齢者福祉施設や障害者支援施設や支援学校等、市内 8 9 施設を指定しています。現在は主に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の民間事業所との協定によるものであり、市内に震度 6 弱以上の地震や風水害による大規模河川氾濫などの大規模災害時には施設が被災する場合も想定されることから、あらかじめ当該施設を避難先とすることは様々な課題があるものと認識しています。今後も要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、関係部局と連携のうえ、検討してまいります。 （２）避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の一部改正により市町村の努力義務となり、計画作成の優先度が高いと判断される方について、おおむね 5 年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされています。本市では、避難行動要支援者の状況等による優先度も踏まえ、福祉専門職や関係機関と連携し個別避難計画の作成に取り組んでおり、現在、約 3 0 事例の作成を進めています。今後も引き続き、個別避難計画の作成を進めていきます。 （３）市民の障害者と防災に関する自治体調査については、前回の 2 0 2 0 年度も回答させていただいており、2 0 2 2 年度分も回答させていただきました。			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第3項（1）（健康部健康医療政策課・保健所感染症対策課）

新型コロナウイルス感染症拡大下において、病気やけがの治療が必要な方々が取り残されないための医療提供体制の確保は、重要な課題であると認識しております。

受診、入院については、限られた医療資源の中、個々の患者のリスク因子や状況を考慮した上で適宜調整を行っています。

また、往診については、第6波までの経験を元に、高齢者・障害者施設等において陽性者が発生した場合には、市内医療機関の協力のほか、本市の委託する民間事業者を活用した往診チームや大阪府が設置する大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チームによる対応など、必要な往診体制を確保しています。

今後も、感染者に対する医療提供体制の確保状況を踏まえながら、大阪府、医療関係者などと連携し、市民の皆様が安心して必要な医療を受診でき、安心安全な療養ができる体制を整えてまいります。

第3項（2）（保健所感染症対策課）

新型コロナウイルス感染症の第7波への対策として、現在（令和4年8月19日時点）、大阪府が主体となり、大阪府民の方を対象として感染不安のある無症状の方への無料の検査事業を実施しております。

また、若年軽症者に対し抗原定性検査キットの無償配布をおこなっており、堺市内の協力薬局にて配布を受けることができ、陽性の場合にはオンラインでの診療や処方、確定診断を受けることができる体制が整備されています。

なお、若年者で妊婦や重症化リスクを有する方や若年者以外の方が発熱等の症状を呈する場合には、医療機関を受診いただき、医師が必要と認めた場合には検査を実施いただいております。

必要な検査体制の確保について、今後も継続的に取り組んでまいります。

第3項（3）（保健所感染症対策課）

本市衛生研究所及び本市が委託する民間検査機関では、PCR検査において唾液の自己採取が難しい方に対応した、綿棒を口に含み唾液を浸み込ませる資材を採用しており、検査資材についても一定量確保しております。

本市の実施する検査につきましては、今後も引き続き、唾液採取が困難な方へ配慮した検査資材を確保できるよう、継続的に取り組んでまいります。

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第3項（4）（障害福祉部障害施策推進課）

マスクを着用したくても着用が難しい障害のある方・病気の方がいらっしゃることにについては、皆様にご理解・ご配慮いただけるよう市ホームページにて啓発を行っております。

また、ヘルプマークについては多くの市民の方に知っていただき、必要な方に届くことが最も重要です。皆様に届きやすい周知・普及啓発方法について、いただいたご意見も参考に検討していきたいと考えます。

第4項（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活に欠かせないものであり、コロナ禍においても十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要と認識しています。

このことを踏まえ、本市では、利用者や職員に感染する恐れがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ない場合は、生活介護サービス等を利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも通常の報酬算定の対象としています。

また、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスについては、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、各地域の感染拡大状況にも対応した臨時的な報酬算定基準の明確化と適切な報酬単価の設定の検討を要望しています。

更に、本市では、令和3年度にBCP（事業継続計画）作成等に関する研修を実施し、感染症や災害が発生した場合であっても、事業所が利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供されるよう支援しています。

第5項（障害福祉部障害福祉サービス課）

障害福祉サービスを利用したときの利用者負担額については、障害者総合支援法でサービスの利用に係る費用の1割を負担していただくこととなりますが、負担能力に応じた負担となるよう、サービスを利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が4つに設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない仕組みとなっています。

また、所得が低い方に対しては、障害福祉サービスの利用者負担が生じないようになっていますが、食費や光熱水費等の実費負担についても、所得が低い方に配慮した軽減措置があります。

本市では、サービスを利用される方の世帯の生計の主たる方が長期入院や失業などの事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担が困難である場合等は、利用者負担額を免除できることになっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第6項（1）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）

国では、障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対して、これまでも報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などにより、改善が図られていますが、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、適切な報酬単価の設定及び介護人材の確保・育成・定着を促進するための取組をより一層推進するよう要望しています。

障害者の社会参加の1つとして、屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行う移動支援事業については、地域生活支援事業として市町村が実施することとなっています。

一方、重度の視覚障害により移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する同行援護事業は、全国一律で実施している自立支援給付の対象となっており、双方とも障害者総合支援法に基づく事業であることから、移動支援事業についても、自立支援給付の対象とし、市町村に超過負担が発生しないよう十分な財政措置を講じるよう国に要望しています。

第6項（2）（障害福祉部障害支援課・保健所感染症対策課）

短期入所事業の利用については、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合のほか、介護者のレスパイトサービス（休息）としての役割も担っていることから、多くの方が利用されています。

短期入所事業を始めとする障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活に欠かせないものであり、コロナ禍においても十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要と認識しています。

そのため、本市では、障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法等をまとめた「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を事業所に通知し、活用していただいております。

検査体制については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、入所系・居住系の高齢者施設等の従事者を対象に、3日に1回の抗原定性検査キットによる検査や、通所系・訪問系の高齢者施設等の従事者を対象に、1週間に1回のPCR検査を実施しており、感染者の早期発見及びクラスターの未然防止に取り組んでおります。

また、高齢者施設等における陽性者の発生時には、状況に応じて大阪府高齢者施設等クラスター対策強化チーム（OCCRT）、本市の協力医療機関及び民間往診事業者による往診体制を確保しております。

保健所では、高齢者・障害者施設等での感染拡大に対応するために専属の担当を設けており、関連部署とも協力しながらそれぞれのリスク因子や状況を踏まえて適宜検査、受診、入院、往診に繋がっています。

今後も、必要な検査・医療体制を確保してまいります。

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第7項（1）（2）（3）（4）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課） 国では、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。 量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に市独自で国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行い、事業者負担の軽減を図っています。 また、その選定に当たっては、重度障害者を受け入れる事業者を優先することで地域における重度障害者の暮らしの場の確保に努めています。 機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう事業所が生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。 今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。			
第8項（1）（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課） 本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。 短期入所事業所については、市独自の事業として、単独型短期入所事業所での職員の増員に対する補助や強度行動障害のある方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受入れに対し、加算することで量的な拡大と機能強化に取り組んでいます。 また、介護者の入院などの理由により、介護を受けられなくなる障害者（児）が短期入所を利用できるよう緊急用ベッドを1床確保しています。			
第8項（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課） 本市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点をグループホーム等に付加した多機能拠点整備ではなく、既存の障害福祉サービスや事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備として構築しています。 地域全体で支えるサービス提供体制を構築するためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えており、今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、地域全体で支えるサービス提供に取り組んでいきます。			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第9項（長寿社会部医療年金課）

本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しております。

重度障害者医療費助成制度の対象を中・軽度の方まで拡大することについては、大阪府からの補助金対象外であり、本市の限りある財源の中で、本市独自での制度化は困難な状況であります。

このことから、以前から大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳3級又は4級の一部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方及び難病患者については、障害年金2級又は特別児童扶養手当2級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望しております。

第10項（1）（障害福祉部障害支援課）

職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めていきます。

また、本施設の運営につきましては、児童発達支援センターにおいてより良い療育を効率的に提供できるよう、引き続き、指定管理者と協議していきます。

第10項（2）（障害福祉部障害支援課）

単独通園については、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしています。

リハビリについては、利用されているお子さんの表情の変化や動きを感じ取っていただくことやリハビリ方法などを学び、家庭での生活に活かしていただく観点から、親子通園を基本としております。

今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるよう、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き指定管理者と協議していきます。

第10項（3）（障害福祉部障害支援課）

堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修については、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めています。

令和4年度は、同センターの空気調和設備改修工事を予算化しています。

同センターの設備改修については、今後も必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めていきます。

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第10項（4）（障害福祉部障害支援課） 令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。 また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。 今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討していきます。			
第10項（5）（障害福祉部障害支援課） 現在、児童発達支援センターでは13名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。 今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議していきます。			
第10項（6）（障害福祉部障害支援課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課） 就学相談は、地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会事務局も関わり、全ての小学校が適切に相談を進めることができるよう努めます。			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第11項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課） 計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の不足と質の向上が全国的にも課題となっています。 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、これらの課題を踏まえ、基本報酬及び各種加算の見直しが行われましたが、引き続き、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、国に対して、質の高い相談支援の提供ができるよう、改定後の実態に即した見直しを働きかけます。 本市におきましては、必要な人が計画相談支援等を利用できるよう、相談支援従事者初任者研修に係る市町村推薦枠の活用を行うなど、相談支援事業者及び相談支援専門員の拡大に取り組んでいます。 また、新任の相談支援専門員に対する研修として「相談支援サポート事業」を実地し、人材の育成にも努めています。 特に、障害児相談支援については、子育て支援や教育等の施策や機関との連携、発達支援や保護者支援の視点とその知識が必要であることから、「あい・さかい・サポーター養成研修」の実施や、障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）において事業所支援などを実施しています。 各区の基幹相談支援センターでは、サービス等利用計画は作成しておりませんが、障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、障害福祉サービス等の利用等に関する情報提供、申請支援、利用調整等の相談支援を実施しています。 第12項（1）（障害福祉部障害支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。 本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことについては困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行っていきます。			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第12項（2）（障害福祉部障害福祉サービス課）

全国一律で実施している自立支援給付の支給量については、障害者総合支援法で障害福祉サービスを利用できる日数や時間数の決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案し、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。

障害者の社会参加の1つとして、屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行う移動支援事業は、地域の特性に応じ本市が支給要件等を定めるものとなっていますが、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しているため、自立支援給付の支給量と同様に1か月を単位として支給決定を行っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

第12項（3）（生活福祉部健康福祉総務課・地域共生推進課・障害福祉部障害施策推進課・健康部健康推進課）（環境局環境事業部環境業務課）

中百舌鳥駅前喫煙所については、利用者が多く、通路と隣接して設置されていることから、喫煙所からはみ出して通路内で喫煙する人が見受けられるなど、マナーが守られていない状況にあります。通路の点字ブロックを利用される障害者の通行を妨げ、望まない受動喫煙のリスクを生じさせていることから、注意喚起のために貼り紙を貼るなどの対応をしていますが、抜本的な改善には至っていないところです。

このため、当該喫煙所の課題解決をめざして、関係部局で構成する対策チームを設置し、関係団体とも連携して具体的な対応策を検討しています。

第13項（障害福祉部障害支援課）

本市では、日常生活に支障のある方に対し日常生活がより円滑に行われるよう、障害の種別や程度に応じて必要な用具を日常生活用具として給付しています。

紙おむつについては、ぼうこう又は直腸機能障害のある方が対象となっており、本市の財源に限りがある中、現在のところ知的障害者を対象とすることについては困難ですが、障害者の日常生活に必要なものであることから、国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行っていきます。

番 号	陳情第 4 6 号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 4 項（1）（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課） おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において 6 5 歳以上の堺市民の方を対象に 1 乗車 1 0 0 円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢以下の障害者は対象としておりません。 市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。 第 1 4 項（2）（交通部公共交通担当） 無人駅や時間帯無人駅については、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じておられ、また介助が必要な場合等に不便を感じておられることは理解しており、市は事業者に対し、継続して駅員の常時配置を要望しています。 また、ホームでの接触・転落事故防止に最も有効と考えられる可動式ホーム柵についても、本市では補助制度を設け、事業者にも早期設置の要望を行っています。 緊急通報ボタンの位置などの利用者の意見について、西日本旅客鉄道株式会社にお伝えしましたところ「お客様のホームご利用状況や幼児のお客様の行動を加味した上で基準を決定していますが、引き続き基準の見直し等の機会の際には参考とさせていただきます。」とのことです。 市としましては、引き続き、駅の安全性向上が図られるよう事業者にも要望します。			

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第15項（1）（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課）			
本市では現在、小学校において1年生から3年生で35人以下の学級編制、4年生から6年生で「小学校教育支援加配教員」の配置により38人以下の学級編制を行っています。 少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。			
第15項（2）（学校教育部支援教育課）			
通級指導教室の設置は、国により、平成29年度から担当教員の基礎定数化が10年間かけて段階的に行われています。今年度、本市の通級指導教室は、昨年度より3教室拡充し、小学校30教室、中学校7教室ですが、今後も国に対し増設置を要望します。			
第15項（3）（学校教育部支援教育課）			
現在、堺市立支援学校狭隘化・老朽化問題解消対策会議を設置し、関係各課で支援学校の状況を共有し、狭隘化・老朽化の課題について検討しています。その中で、上神谷支援学校の教室数や百舌鳥支援学校の立地状況など、諸課題の整理を行っています。			
第15項（4）（学校教育部支援教育課）			
堺市立支援学校狭隘化・老朽化問題解消対策会議の中で、様々な検討を行っています。			

番 号	陳情第47号	所管局	子ども青少年局
件 名	里親制度について		
第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 堺市週末里親事業は、児童福祉施設に入所している児童を、予め週末里親として登録した家庭で、週末等や学校の長期休業中に家庭生活を体験してもらうことにより、当該児童の健全育成を図ることを目的としている事業で、子ども家庭課が所管し、里親支援機関に委託して実施しています。 業務の受託者に対しては、委託業務の進捗確認等について、月1回開催している実務者会議の中で情報共有を行っているほか、週末里親事業での活動内容についても、報告書において確認しております。また、受託者とは適宜連絡を取り合っており、必要に応じて業務内容の指示や指導を行っています。 第2項（子ども相談所） 施設に対し連絡を失念していたことにより、夏休み中の子どもの大切な交流の機会を失わせてしまったこと、またその後の対応においてご心情を害してしまい、大変申し訳ありませんでした。 対応については、昨年11月以降、複数回面談や電話で説明や謝罪を行い、再発防止策を示させていただいたところですが、ご指摘やご意見を真摯に受け止め、今後このようなことのないよう、再発防止に努め、業務運営に活かしてまいります。 子ども相談所においては、子どもに関する家庭やその他からの相談に応じ、子どもの福祉の実現と権利を擁護できるよう適切な援助を行うことが求められており、児童福祉司、児童心理司といった専門職が支援に関わっています。 より良い支援ができるよう、専門性の向上と関係機関との連携に努めます。			

番 号	陳情第47号	所管局	子ども青少年局
件 名	里親制度について		

第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

堺市では、令和3年度末で70組のご家庭に週末里親に登録をいただいております、そのうち24組の週末里親が活動中ですが、直近の活動状況については、新型コロナウイルス感染症の影響で毎月継続的に安定した活動を行うことは難しく、活動の頻度はおおよそ1ヵ月に2～3回から3ヵ月～半年に1回までと、様々となっています。

週末里親事業での活動内容については、報告書を確認しております。また、週末里親の活動がより効果的に行うことができるよう、週末里親や利用する児童等の様々なご意見をお聞きしながら、事業を推進していきます。

ボランティアで活動いただいている週末里親の個人情報取扱については、里親支援事業及び週末里親業務に係る委託契約書に個人情報の保護に関する条文を記載し、堺市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを受託者に対して求めています。

里親支援機関が変更となった場合は、新しい受託者が文書の提出先となり、前の受託者が受け付けた文書は新しい受託者へ引き継ぐことで、週末里親事業を円滑に実施していきます。

週末里親・家庭生活体験事業希望児童票は、児童の氏名、生年月日、基本的生活習慣、身体的状況・健康面、性格・情緒面、遊び・趣味・興味、保護者の状況等を記載するもので、週末里親を利用しようとする児童養護施設等の施設長が子ども相談所長に提出し、子ども相談所長が意見を記入したのち、里親支援機関の長に提出され、週末里親と児童の組み合わせを決定する際の参考とするものです。

また、週末里親・家庭生活体験事業希望児童票に記載された情報は、週末里親が活動する際に児童の特性を理解するうえで必要となることから、提供可能なものについては個人情報の保護に配慮しながら提供するようにしています。なお、提供可能な情報の考え方については、一定の基準を設けて子ども家庭課、子ども相談所、児童養護施設等、里親支援機関の間で共有して運用しています。

週末里親登録通知書等の氏名の誤りについては、里親支援機関への監督が不十分であったためにご迷惑をお掛けしてしまい、大変申し訳ありませんでした。里親支援機関に対して原因の追究と再発防止の検討を指示し、報告書の提出を受けています。今後、同様の誤りがないよう指導していきます。

番 号	陳情第47号	所管局	子ども青少年局
件 名	里親制度について		

第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

里親支援機関に委託している週末里親業務において、子どもの受け入れ後の週末里親の家庭の訪問等による支援を年1回行うこととしており、週末里親と施設との間で問題が発生していないか等の確認をしています。何らかの問題がある場合は、その場での話し合いにより解決を図るため、通常、施設担当者と訪問することになっていますが、施設担当者がある場では週末里親が率直に問題を提起しにくいということもあり得るため、週末里親が希望する場合は、施設担当者が同席をしない場でお話をうかがうよう里親支援機関に指導します。

週末里親事業を効果的に実施していくため、受託者である里親支援機関をはじめ、関係機関と連携して実施していきます。

第5項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

児童養護施設の職員は、各施設において社会的養護や児童理解に係る研修や福祉職員のキャリアパス研修、リーダー研修等の外部研修を受講しています。

児童養護施設等には週末や長期休暇に保護者の元に帰宅できない子どもがおり、そうした子どもにとって週末里親は定期的に自分の元に会いに来てくれ、温かく迎えてくれる存在と認識しています。また、本市では今年度をさかい里親YEARと位置付け、1人でも多くの子どもが里親家庭等でらせるように、里親の登録者を増やすことに重点を置いた取組を行っており、週末里親として活動されている方がさらに里親制度に興味を持っていただき、養育里親として登録していただくことも期待しています。

週末里親事業を実施するにあたり、様々なご意見を聞きながら、里親支援機関、子ども相談所、週末里親、児童養護施設等の関係機関が、更に密接に連携して、週末里親の元で過ごす子どもにとって最善のものとなるよう取り組んでいきます。

番 号	陳情第48号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童自立支援施設について		

第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

平成28年の児童福祉法改正により、平成29年8月に国における「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で児童養護施設等の小規模化、地域分散化、高機能化などについて「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定について」が示されました。当該通知にある「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」には、児童自立支援施設と児童心理治療施設は「当事者等、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営等について方向性を示す」とされており、現在のところ方向性等は示されていません。

これらの経過を踏まえ、児童自立支援施設に関して、施設の小規模化、地域分散化、高機能化等の国の方針が示された際には、大阪府と協議します。

また、「児童自立生活援助事業」は、義務教育終了後の主に児童養護施設等への入所や里親への委託が措置解除された児童に対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助や就業支援を行うもので、現在、国の要綱に基づき実施しています。今般の児童福祉法改正に伴う「児童自立生活援助事業」では、現行の事業の対象年齢を22歳以降に引き上げるとともに、児童養護施設等への入所等による支援も対応できる内容となっていますので、令和6年4月の施行に向け、関係機関と調整し、必要な対応ができるように、検討します。

第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

大阪府立施設への堺市職員の派遣にあたっては、入所中の堺市児童への支援に関わり、児童の特性や日常の状況を把握することで、退所後に効果的な支援を行うことや職員の児童対応能力のスキルアップを図ることができ、今後の堺市の児童福祉業務の組織力等の向上に繋がります。

第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

令和元年8月の市長記者会見にて堺市立児童自立支援施設基本計画の中断を公表して以降、大阪府との協議を進め、令和3年1月に大阪府と事務委託継続に係る合意書を締結しました。その後、事務委託継続に伴う施設整備に係る費用の議決を受けたことなどを踏まえ、令和3年5月に当該基本計画の中止を決定しました。

これらの経過の中で、市議会での質疑において、市内での施設整備の中止に至った経過や判断及び今後の方針等について説明させていただいていることもあり、児童自立支援施設に関して市長と市民の皆さまとの直接的な対話の機会を設けないことについてご理解ください。なお、これまでの貴会との意見交換会、施設整備中止反対の署名簿の提出やテレビ取材を受けたこと等については、適宜、市長に報告しています。

番 号	陳情第48号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童自立支援施設について		
第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 「府立施設内の寮舎整備費用」については、令和6年4月からの新たな事務委託に向け、堺市児童20名の受入れのために建設する寮の増設及び既存施設の改修に必要な費用で、これまでの委託費用とは別の費用です。なお、これらの整備及びその費用については、堺市と大阪府との対等な協議を経て、令和3年1月に締結した大阪府との合意書に基づくものです。 児童福祉法において設置義務のある児童自立支援施設については、地方自治法第252条の14に基づく事務の委託として、大阪府に事務委託をしています。 また、施設運管理費は、大阪府立修徳学院及びライフサポートセンターへの入所児童（実績数）が増えたこと、令和2年度から実施している大阪府立ライフサポートセンターの空調設備等更新工事費用に伴う委託料が増となったものです。 第5項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 今後も大阪府立施設内において、新たな寮舎を令和6年4月1日に開所できるよう、児童自立支援施設の事務委託継続に関して、大阪府と協力しながら進めて行きます。			

番 号	陳情第 4 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	歯科検診について		
第 1 項（健康部健康推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 児童を取り巻く環境への支援として、学校と各区の保健センターが連携し、養護教諭や保護者等を対象とした歯科口腔保健に関する情報提供や予防啓発、歯科衛生士専門学校の学生による小学校への口腔衛生指導等の取組を実施しています。 また、就学前からも、3 歳児健康診査で第一大臼歯のう蝕予防の啓発を実施し、乳幼児健診では、定期的な歯科検診やフッ素の継続塗布の勧奨を行うなど、かかりつけ歯科医を持つことの重要性やう蝕治療の必要性を知ってもらえるよう取り組んでいます。 このような取組を通じて、保護者や児童に、かかりつけ歯科医を持って定期的な歯科検診を受診することの大切さを伝えるとともに、未受診児童の歯科受診につなげていきたいと考えています。			

番 号	陳情第49号	所管局	教育委員会事務局
件 名	歯科検診について		

第2項（学校教育部学校保健体育課）

昨年度実施した抽出調査では、何らかの治療が必要となる児童生徒の割合が2割程度であり、その後の処置の有無については把握できていない状況です。

今後、より適切な歯科の啓発活動等を行うためにも、未受診者等を含めた各学校での実数把握について、他市の状況も参考にしながら、学校に多大な事務負担を生じさせない方法で把握が可能かどうか、を検討します。

第3項（学校教育部学校保健体育課）

10本以上のう歯（うし）を有する児童生徒の数の実数把握については、現在のところ調査していませんが、他市の状況も参考にしながら、学校に多大な事務負担を生じさせない方法で把握が可能かどうか、を検討します。

番 号	陳情第50号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第1項（交通部公共交通担当）

人口減少に伴う通学利用の減少や運転手不足の恒常化、また新型コロナウイルスの影響により、路線バスに係る経営環境はさらに厳しい状況となっています。バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっております。

運行ダイヤや路線の設定などの運行計画に係る内容については、これまで、地域などからのご要望を受け、事業者とその事業の効果も含め、協議・調整を行った結果、要望が実現し、利便性が向上した事例もあることから、当該地域を運行している南海バス株式会社に今回のご意見もお伝えしました。

第2項（交通部公共交通担当）

公共交通の利便性向上を求める要望につきましては、その内容を検討し、交通事業者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上に努めます。

第3項（交通部公共交通担当）

バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっております。

ご指摘いただいている施設をはじめ、様々な施設への交通アクセスに係るご要望をいただいております。事業者及び関係者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上に努めます。

第4項（交通部公共交通担当）

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。

市としましては、今後とも市内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。

番 号	陳情第51号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第1項（交通部公共交通担当）

バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、直通のバス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっております。

泉ヶ丘駅から鳳駅へは、泉北高速鉄道とJRの併用、路線バスとJRの併用などによりアクセスすることができます。

今回いただきましたご提案について、改めて当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「現在、コロナ禍で長期的に収入が戻らず、既存路線の運行を維持することが非常に厳しい経営状況です。

ご提案のあった「泉ヶ丘駅～鳳駅前間」のバス路線新設については、新たに車両と乗務員を用意して運行するため、多額の費用が掛かります。また、既に泉ヶ丘からJR阪和線の駅にアクセスするバス路線として「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」を運行しており、泉ヶ丘からJR鳳駅までの路線新設はJRアクセスという観点でいわゆる「自社路線同士の競合」となり、既存路線の減収などの影響も極めて大きいと考えます。

仮に、既存路線である「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」を活用し、鳳駅前を利用可能とした場合、所要時間の大幅な増加が不可避であり、現在の車両数・乗務員数では今の運行本数を維持できず、既存の津久野駅前利用者の旅客離れにつながり、事業性・採算性を踏まえると既存路線の活用は難しい。」とのことでした。

市としましては、事業者と連携して公共交通の利用促進や乗り継ぎ利便性の向上に努めます。

第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課）

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、妊婦、生活困窮者は対象としておりません。

市としましては、今後とも市内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 3 項（交通部公共交通担当）

おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより 1 乗車 1 0 0 円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。

南海バスにおいては、「バス乗り継ぎ制度については、元来 1 つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。

市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。

番 号	陳情第 5 2 号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（都市計画部都市計画課・都市景観室）（文化観光局文化部文化財課）			
都市再開発の方針は、都市計画法及び都市再開発法に基づき都市計画に定めるもので、市街化区域における都市再開発の長期的かつ総合的な方針を示すものであり、本市の都市計画の基本的な方針を示した堺市都市計画マスタープランに即して定める必要があります。 今般の南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更は、昨年 7 月に堺市都市計画マスタープランを改定したことを受け、都市景観の方針の記載内容に合わせて修正し、昨年 1 2 月の堺市都市計画審議会への素案の報告、今年 2 月の公聴会（公述申出がなく中止）、4 月から 5 月の案の縦覧を経て、7 月の審議会に付議して決定したもので、環濠都市区域については、堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業計画に基づき、魅力ある景観形成を図るべくまちなみ再生事業に取り組みます。 現在策定中の堺市歴史的風致維持向上計画の第 2 期計画においても、堺の歴史への関心の高まりが一過性のものとならないよう、百舌鳥古墳群や環濠都市をはじめとする歴史的・文化的資源へ訪れた市内外の人々が、様々な時代を背景とした歴史的風致を知り、体感することをはじめ、歴史的建造物の施設を活用した歴史的風致に関する体験や情報発信、周遊環境の向上や歴史的なまちなみの魅力向上を図ることなどの取組を進める計画を考えています。			

番 号	陳情第53号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
第1項（教職員人事部教職員人事課・教育センター能力開発課） 公立幼稚園については、現状をふまえ、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等、園運営の課題を勘案し、適切な体制の整備に向け検討します。 第2項（総務部学務課） 公立幼稚園の定員は、国の定める幼稚園設置基準並びに大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準を参考に、幼児の発達特性や保育の質の確保といった観点から、堺市立幼稚園園則の規定により定めています。 一部の幼稚園では、出生数の減少や認定こども園等の預かり施設の増加等にともない、定員と在籍者数が乖離する傾向にあることから、社会情勢の変化等を考慮のうえ、適正な定員の決定に努めます。 園児募集においては、令和5年度の募集から、市ホームページから入園願をダウンロードできるようにするなど、入園を希望する保護者に対する利便性の向上を図っています。			

番 号	陳情第 5 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
第 1 項（学校教育部教育課程課） 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では令和 3 年度から全小中学校に週 2 日勤務の学校司書を配置し、各校において学校司書を有効に活用した環境整備を進めています。毎年、各校の実情把握を行い、配置による効果や課題等についての検証を行っており、それらをふまえ、適切な学校司書の配置の検討を行います。			
第 2 項（学校教育部教育課程課） 各校における蔵書管理システムの導入については、各校に整備している教育用ノートパソコンの 1 台を蔵書管理用パソコンとして運用し、データベース化を図ることが可能です。蔵書のデータベース化は、学校司書の業務改善や児童生徒の読書傾向の把握等の観点から一定の効果があるものと認識しており、導入校の好事例を紹介するなどしてその普及に努めています。 全市同一の蔵書管理システムについては、各校の実態に応じて異なるシステムを導入していることから、現時点において統一的なシステムを導入することは困難であると認識しています。統一的な蔵書管理システムを導入している他市事例などの情報収集に努めます。			
第 3 項（学校教育部教育課程課） 現在、各学校図書館には W i - F i 環境が整備されており、教職員や学校司書には、研修等の機会を通じて周知しています。各学校に整備しているパソコン及びプリンタを置くことは可能ですが、台数に限りがあるため各校の学校図書館に配置できない場合があります。 教員用タブレット及びネットワーク I D については、一部教職員の他、学校司書を含む会計年度任用職員に支給・付与はしていませんが、司書教諭との連携の中で情報共有を行うなど、現状に応じた対応をお願いしています。 学校図書館の情報センター機能を最大限活用しながら、児童生徒の情報活用能力の育成を図るために、人材育成、環境整備を推進し、学校図書館のさらなる充実に努めます。			
第 4 項（学校教育部教育課程課） 学校司書の主たる勤務場所は学校図書館としていますが、学校図書館を円滑に運営するため、職員室等で情報共有や打ち合わせをするなど、教職員と連携を密にすることは重要と考えています。これらの観点から、職員室の広さ等の実情もふまえながら環境整備を適切に行うよう各校に指導助言を行います。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
第 1 項（中央図書館総務課） 本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努めています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。			
第 2 項（中央図書館総務課） 司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。質の高いサービスを維持、提供していくことができるよう、職場研修を積み重ね、司書の専門性を高めるとともに、専門家や関連機関、関連部局との連携を図りながら、市民の学びと交流を支援します。			
第 3 項（中央図書館総務課） パブリックコメント制度にて寄せられたご意見をふまえ、令和 2 年 7 月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定しました。引き続き、基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への取組や、新たな機能を持つ施設等の整備など、計画策定に取り組みます。			
第 4 項（中央図書館総務課） 本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 3 2 条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。人口減少と超高齢社会が進行している社会潮流においても、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。			

番 号	陳情第56号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第1項（総務部学務課・学校教育部支援教育課） みはら大地幼稚園通園バスの園児の乗車時間については、大阪府私立幼稚園設置認可基準である「最長40分程度」をめやすとしています。 支援学校スクールバスについては、児童生徒の負担軽減と安全な運行の確保を目的に、これまで増便や運行コースの見直しを図ってきました。 今市議会では、児童生徒数の増加に対応し、乗車時間の短縮を図り、児童生徒の負担軽減に資するため、令和5年度からバスを増便するための補正予算案を上程しています。 第2項（学校教育部支援教育課） 平成21年度に上神谷支援学校が開校してからの市立支援学校在籍児童生徒数については次のとおりです。 上神谷支援学校は、平成21年度139人、平成22年度155人、平成23年度165人、平成24年度166人、平成25年度173人、平成26年度185人、平成27年度187人、平成28年度184人、平成29年度166人、平成30年度158人、令和元年度169人、令和2年度176人、令和3年度187人、令和4年度214人です。 百舌鳥支援学校は、平成21年度124人、平成22年度139人、平成23年度165人、平成24年度163人、平成25年度157人、平成26年度156人、平成27年度150人、平成28年度156人、平成29年度159人、平成30年度169人、令和元年度163人、令和2年度161人、令和3年度167人、令和4年度174人です。 市立支援学校在籍児童生徒数は、両校ともに増加しています。支援学校入学希望者については、各年度の就学相談において就学先を決定しており、次年度以降の予測は難しいですが、入学者数が増加していることから、希望者数も増加していくと考えています。 第3項（学校教育部支援教育課） 就学相談、進学相談の状況をふまえ、来年度の児童生徒が使用する普通教室の確保について、関係課が連携して対応します。普通教室の確保について、対応が必要な場合は、年内に対応策をお示しします。 第4項（学校教育部支援教育課） 現在、堺市立支援学校狭隘化・老朽化問題解消対策会議を設置し、関係各課で支援学校の状況を共有し、狭隘化・老朽化の課題について検討しています。その中で、上神谷支援学校の教室数や百舌鳥支援学校の立地状況など、諸課題の整理を行い、年度内に考えをとりまとめたいと考えています。 第5項（学校教育部支援教育課） 堺市立支援学校狭隘化・老朽化問題解消対策会議の中で、様々な検討を行っています。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		

第 1 項（地域教育支援部地域教育振興課・放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業では、平成 9 年度の事業開始当時と比べ、平成 2 8 年度には利用児童が約 4 倍となり、今後さらに利用児童数が増加することが見込まれたこと等から、本事業の安定的な運営を確保するため、平成 2 8 年度より公募型プロポーザル方式による事業者選定を導入し、（公財）堺市教育スポーツ振興事業団を含め、広く運営事業者を公募することで、運営体制や事業内容の充実を図ってきました。

「外郭団体の見直しに向けた取組方針」（令和 3 年 3 月策定）、「堺市財政危機脱却プラン（案）」（令和 3 年 1 0 月公表）において、改革の方向性の一つとして外郭団体の見直しが提示されていることから、民間事業者の参入状況や成熟度合等もふまえ、民間事業者が安定的に全区を受託できるまでの間、事業団には、市の補完・代替機能を果たす外郭団体として事業運営を担ってもらうよう、事業への参画のあり方を見直していきます。

第 2 項、第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策等事業の運營業務委託を契約するにあたっては、契約書において受託者に対し、各関係法令の遵守を契約条項として定めています。また、本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する職員である指導員の雇用については、業務仕様書に明記することはできません。ただし、運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。

運営事業者の選定については、放課後児童対策等事業をさらに充実し、利用者にとってより良いものとするため、これまで公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、すぐれた運営事業者の決定を行ってきました。来年度に向けた事業者選定においては、新たな市の方針として、公募型プロポーザル方式から総合評価一般競争入札へと移行しますが、市のルールに則った手続により、引き続きすぐれた運営事業者の決定に努めます。

第 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

本市では、待機児童解消のため、活動場所については、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。また、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、運営事業者の選定にあたっては、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、すぐれた運営事業者の決定を行っています。このことが前提とはなりますが、運営指針の主旨に沿った運営ができるよう努めます。

第 5 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

委託に係る費用については、人件費のほか物件費等、社会情勢などを勘案しながら事業運営に必要な経費の確保に努めます。

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 榎小学校における活動場所は専用教室 2 室の他、共用教室として普通教室タイプの 2 室と家庭科室を確保しており、共用教室が利用できない場合に備えて図書室も借用するなど、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できる場所の確保を行っています。 また、共用教室については、学校の教育活動においても使用することから、専用教室と同じ仕様への整備はできませんが、共用教室内の備品の配置等について、学校の協力を求めています。 なお、今後のニーズや社会情勢に伴う事業の適正な在り方については検討を行い、また、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員及び補助員の確保に必要な予算の確保に努めます。 第 4 項、第 5 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 運営事業者の選定については、放課後児童対策等事業をさらに充実し、利用者にとってより良いものとするため、これまで公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、すぐれた運営事業者の決定を行ってきました。今年度の事業者選定においては、新たな市の方針として、公募型プロポーザル方式から総合評価一般競争入札へと移行しますが、市のルールに則った手続により、引き続きすぐれた運営事業者の決定に努めます。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市では、待機児童解消のため、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。百舌鳥小学校のびのびルームにおいても、本市が開設している支援の単位に必要な活動場所は確保できおり、仕様書において受託者に対し、運営に必要な放課後児童支援員等の数を確保することを求めていることから、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できると考えています。 その利用方法については引き続き学校及び運営事業者と協議を行い、児童が安心安全にのびのびルームを利用できる環境の提供に努めます。			
第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 今年度、当該ルームを開設するために必要な放課後児童支援員等については 1 0 人としていますが、概ね配置できていると認識しています。しかし、本市が、配慮を要する児童への対応として状況に応じて事業者の判断で配置することを認めた放課後児童支援員等の一部については配置されていないと認識しています。放課後児童支援員等の確保が困難な中、業務を担う従事者につきましては、本来運営事業者が確保すべきものですが、本市としましてもホームページにおいて募集の記事等を掲載するなど支援しています。			

令和4年 第3回市議会(定例会)陳情回答綴

令和4年10月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-22-0051
